

○館山市老人ホームヘルプサービス事業に関する条例

昭和43年12月20日条例第47号

改正

昭和57年12月20日条例第25号

昭和59年6月29日条例第22号

昭和60年9月30日条例第17号

平成4年3月30日条例第16号

平成4年9月30日条例第34号

平成5年3月25日条例第10号

平成5年10月1日条例第22号

平成6年9月30日条例第14号

平成8年3月25日条例第10号

平成9年3月28日条例第9号

平成10年3月31日条例第10号

平成11年3月24日条例第17号

平成12年3月30日条例第15号

平成14年9月30日条例第27号

平成18年9月29日条例第35号

平成25年3月22日条例第7号

館山市老人ホームヘルプサービス事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の本旨に基づき、市が実施する老人ホームヘルプサービス事業に関する事項を定め、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「老人ホームヘルプサービス事業」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の支給に係る者に該当しない老人で日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要援護老人」という。）の家庭に対して、老人ホームヘルパー（以下「ホームヘルパー」という。）を派遣し、当該老人に対し適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行い、もって老人が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することをいう。

(派遣の対象)

第3条 ホームヘルパーの派遣対象は、館山市内に居住するおおむね65才以上の要援護老人（65才未満であつて初老期認知症に該当する者を含む。）のいる家庭であつて、老人又はその家族が老人の介護サービスを必要とする場合とする。

2 前項に規定する要援護老人には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により居宅介護を受けられる者を含まないものとする。

(介護サービスの内容)

第4条 ホームヘルパーが行う介護サービスは、次の各号のとおりとし、その内容、範囲については、別に定めるところによる。

- (1) 家事，介護に関すること。
- (2) 相談，助言に関すること。

(申出及び決定)

第5条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者（原則として当該世帯の生計中心者とする。以下「申出者」という。）は、別に定めるところにより市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があつたときは、実施調査等により派遣の要否を決定し、その旨を当該申出者に通知するものとする。

(派遣回数等)

第6条 ホームヘルパーの派遣回数及び時間数については、派遣対象の状況等により、介護保険法に規定する予防給付の程度を上回らない範囲内で市長が別に定める。

(費用負担等)

第7条 ホームヘルパーの派遣を受けた老人の世帯の生計中心者は、別表に定める額と介護保険法の規定により要介護被保険者等が負担する訪問介護費に係る生活援助が中心である場合の費用の額のいずれか多い額（以下「派遣費用」という。）を負担しなければならない。ただし、**生活介護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯**（単給世帯を含む。）は、無料とする。

2 市長は、前項の規定による派遣費用を徴収しようとするときは、別に定めるところにより1月ごとに当該生計中心者に通知するものとする。

(費用の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事情があると認めるときは、前条第1項の規定による派遣費用の額を減免することができる。

- (1) ホームヘルパーの派遣を受けた老人の世帯の生計中心者が、震災，風水害，火災その他こ

れらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) ホームヘルパーの派遣を受けた老人の世帯の生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) ホームヘルパーの派遣を受けた老人の世帯の生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) ホームヘルパーの派遣を受けた老人の世帯の生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったこと。

(派遣の取りやめ)

第9条 市長はホームヘルパーの派遣を受けている者が次の各号の一に該当するに至ったときは派遣を取りやめるものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 辞退があったとき。

(3) 第3条に該当しなくなったとき。

(4) その他派遣の必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により派遣を取りやめる場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該派遣を取りやめる理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。

(館山市行政手続条例の適用除外)

第10条 前条第1項第3号又は第4号の規定による派遣を取りやめる処分については、館山市行政手続条例（平成8年条例第21号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の老人家庭奉仕員派遣事業に関する条例の規定に基づき奉仕員の派遣を受けている者については、改正後の老人家庭奉仕員派遣事業に関する条例の規定に基づき奉仕員の派遣決定を受けたものとみなす。

附 則（昭和59年6月29日条例第22号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日条例第17号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第16号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年9月30日条例第34号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日条例第10号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第22号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第14号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第10号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第9号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第10号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第17号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日条例第 7 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条第 1 項）

利用者世帯の階層区分		1 時間あたり費用の負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0 円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円